

高齢者虐待について

高齢者虐待については、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により、次のようなことが決められています。

高齢者虐待とは

高齢者を養護している家族や同居人、介護施設などの職員から受ける虐待をいいます。

～このような行為はすべて「高齢者虐待」です～

身体的虐待

身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加える

心理的虐待

著しい暴言、拒否的な対応、著しい心理的な外傷を与える言動

経済的虐待

財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること

性的虐待

わいせつ行為をする、させる

介護・世話の放棄、放任

衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護を怠る

自覚がないまま虐待に至ることも・・・

虐待の多くは養護者側が自覚のないまま虐待に至っていることがあります。

また、虐待を受けている高齢者の多くが認知症であり、虐待されていることが自覚できなかったり、うまく伝えられないケースも多く存在します。

介護の悩みを一人で抱え込んでいませんか？

介護生活は考える以上に負担があります。養護者自身が心身ともに疲れ追い詰められることで、虐待に至ることがあります。

決して無理はせず、さまざまなサービスや制度を活用し、介護負担を軽減するようにしましょう。

高齢者虐待を発見した時や高齢者虐待かな？と思ったら・・・

高齢者虐待は、早い時期に第三者が介入する等により、虐待の悪循環を止めることができます。お近くの地域包括支援センター（⇒1ページ）へご相談ください。

市民による通報の義務について

高齢者虐待の発見者は、市に通報することが求められています。

⇒市では老人福祉法適用による一時保護の措置などを実施します。

成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（以下「本人」）について、本人の権利を守る「成年後見人」などを選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度の種類

任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を公証人役場であらかじめ契約により決めておきます。

＜県内の公証人役場＞

- 青森公証人合同役場（青森市長島一丁目3番17号阿保歯科ビル4階）
☎017-776-8273
- 八戸公証役場（八戸市大字廿三日町28番地八戸ウエストビル201）
☎0178-43-1213
- 弘前公証役場（弘前市大字駅前二丁目2番地3弘前第一生命ビルディング7階）
☎0172-34-3084

法定後見制度

本人の判断能力が不十分となってから、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人など（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。

⇒利用するためには「家庭裁判所」に審判の申し立てをします。

まずは、むつ市を管轄する家庭裁判所に手続きの方法などについてご相談ください。

- 青森家庭裁判所むつ出張所（むつ市中央一丁目1番5号）
☎22-2712
- 申し立てには費用が発生します（家庭裁判所にご確認ください。）
申し立て手数料として、収入印紙、郵便切手代、戸籍謄本代、医師診断書料、医師の鑑定料（必要に応じて）がかかります。

事前に概要を確認したいときは、地域包括支援センターにご相談ください。

成年後見制度利用支援事業

内容

成年後見制度による支援が必要であっても、経済的理由により、制度の利用が難しい方については、必要と認められた場合、申し立てにかかる費用の助成および後見人等の報酬の助成を行います。

相談先

高齢者福祉課